

グループホームうきすの里 重要事項説明書

1 事業者の概要

- ・ 法人名称 社会福祉法人 純晴会
- ・ 所在地 倉敷市粒江 2500 番地 1
- ・ 代表者役職・氏名 理事長 梅野佑太
- ・ 事業内容 特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスセンター、ケアハウス、グループホーム、居宅介護支援センター、地域包括支援センター

2 事業所の概要

(1) 名称とサービスの種類

- ・ 施設名称 グループホームうきすの里
- ・ 所在地 倉敷市粒江 2503 番地 3
- ・ 電話番号 086-429-3311
- ・ 介護保険事業所番号 認知症対応型共同生活介護(介護保険事業所番号 3390200479 号)
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

(2) 事業の目的と方針

当事業所は、要支援2又は要介護状態にあり認知症の状態にある高齢者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、食事、排せつ、入浴等の日常生活上の支援及び機能訓練その他必要な援助を行い、心身の機能の維持向上に努めます。

サービスの提供にあたっては、介護保険法その他関係法令を遵守するとともに、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

また、自ら提供するサービスの質の評価を行い、その結果を踏まえて継続的な改善に努めます。

(3) 職員体制

- ・ 管理者 常勤兼務 1 名以上 職員及び業務等の管理
- ・ 計画作成担当者 常勤兼務 1 名以上 介護サービス計画の作成と評価の実施
- ・ 看護職員 1 名（正看護師） 入居者の日常的な健康管理
- ・ 介護職員 12 名以上 入居者の日常生活の援助及び介護
(うち 8 名以上は常勤)

〈勤務時間〉

日勤― 9:00～18:00

遅出― 10:30～19:30

早出― 7:00～16:00

夜勤― 15:50～翌 8:50

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(4) 居室及び設備の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・・・18 室（1 室あたり 8.68 m²）（各共同生活住居に 9 室）

居間及び食堂・台所・浴室・・・各共同生活住居に設置、共用

トイレ・・・6 箇所（うち 2 箇所は車椅子対応型）、共用（各共同生活住居ごとに 3 箇所）

非常災害設備・・・火災報知器、スプリンクラー設置、消火器

事務室・・・1 箇所

休憩室・・・1 箇所

相談室・・・1 箇所

※ 入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

3 介護サービス内容

当事業所では、ご契約者に対して以下の介護サービスを提供します。

① 介護サービス計画の立案、実施、評価

② 食事、排泄、入浴、移動等の介護その他日常生活上の世話

③ 健康管理

病状に急変があった場合は、医師の指示及び協力医療機関の指示のもと対応します。

④ 機能訓練

生活リハビリ等による機能の減退防止のための訓練、並びに入居者の心身の活性化を図る為の介護サービスを日常生活に即して提供します。

⑤ 入居者及び家族からの生活相談、援助

⑥ レクリエーション

機能訓練とあわせ入居者の嗜好に応じた個別、小グループ等でのレクリエーションを行います。また季節に応じた行事の実施をします。材料費等が発生する場合は実費をご負担いただきます。

※感染症流行時には上記サービスが通常通り提供出来ない場合があります。

4 利用料金

(1) 基本料金

区分	1 日あたり金額	1 か月あたり(30 日)の金額
食費	1,400 円	42,000 円
管理費	700 円	21,000 円
居住費	1,500 円	45,000 円

- ・ 食費は 1 日あたりの金額です。
- ・ 1 食でも利用された場合は 1 日分をご負担いただきます。
- ・ 管理費には個人の持込家電等を除く光熱費、水道代、消耗品代等が含まれます。
- ・ 入院や外泊されている期間中でも、居住費及び管理費は全額をご負担いただきます。また、契約終了後も居室を空け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る管理費及び居住費をご負担いただきます。
- ・ 生活保護受給者の居住費は、月額 35,000 円とします。また入院や退居された際の食事及び管

理費は、生活扶助基準によりご負担いただきます。また死亡等のように、契約終了の予告困難な事由による退居については、契約終了後 15 日分の居住費の支払いを受けます。

- ・ 退居時、原状復帰に要する実費を提携清掃業者（クリーンカンパニー）にお支払いいただきます。
- ・ 入居者または家族から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 介護報酬自己負担額

介護報酬自己負担額は、「介護保険負担割合証」に記載されている「利用者負担の割合」を基に、当グループホームを利用された実日数に対する介護報酬の割合を負担していただきます。

介護認定区分	1 日あたりの 自己負担額	1 割負担 1 ヶ月あたり (30 日) の 場合	2 割負担 1 ヶ月あたり (30 日) の 場合	3 割負担 1 ヶ月あたり (30 日) の 場合
要支援 2	749 円	22,470 円	44,940 円	67,410 円
要介護 1	753 円	22,590 円	45,180 円	67,770 円
要介護 2	788 円	23,640 円	47,280 円	70,920 円
要介護 3	812 円	24,360 円	48,720 円	73,080 円
要介護 4	828 円	24,840 円	49,680 円	74,520 円
要介護 5	845 円	25,350 円	50,700 円	76,050 円

(3) 加算について

介護報酬の加算については、厚生労働省が定める算定要件を満たした場合に算定します。算定する加算及び算定状況については、重要事項説明書又は介護給付費明細書等によりお知らせします。

なお、以下は当事業所で算定する可能性のある主な加算です。

① 初期加算 1 日あたり 30 円

入居した日から起算して 30 日以内の期間について、初期加算としてご負担いただきます。また、医療機関に 1 か月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定を行います。

② 医療連携体制加算（Ⅰ）イ 1 日あたり 57 円

下記の要件を満たした際、ご負担いただきます。ただし要支援 2 の入居者には算定しません。

- i) 事業所の職員として、看護師を常勤換算方法で 1 名以上配置していること。
- ii) 事業所の職員である看護師は 24 時間連絡できる体制を確保していること。
- iii) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

③ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1 日あたり 22 円

以下のいずれかに該当すること。

- i) 介護福祉士 70% 以上
- ii) 勤続 10 年以上の介護福祉士 25% 以上

- ④ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日あたり 200 円（入居を開始した日から起算して 7 日を限度）
医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断したものに対し、認知症対応型共同生活介護を行った場合、ご負担いただきます。
- ⑤ 若年性認知症利用者受入加算 1日あたり 120 円
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、ご負担いただきます。ただし前項の「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定している場合は算定しません。
- ⑥ 看取り介護加算（死亡日以前 45 日を上限として死亡月に加算）
死亡日以前 31 日以上 45 日以下 1日あたり 72 円
死亡日以前 4 日以上 30 日以下 1日あたり 144 円
死亡日の前日及び前々日 1日あたり 680 円
死亡日 1,280 円
医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、同意を得ながら、その人らしさを尊重した看取りができるように支援を行った場合、死亡月にご負担いただきます。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間のご負担はありません。
- ⑦ 退居時相談援助加算 1回につき 400 円（利用者 1 人につき 1 回を限度）
利用者期間が 1 か月を超える利用者が退居時に、利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ利用者の同意を得て、退居日から 2 週間以内に市町村、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所等に必要な情報を提供した場合、ご負担いただきます。
- ⑧ 介護職員等処遇改善加算 I ロ
基本サービス費に各種加算減算を加えて金額に 228/1000 を乗じた金額（1 円未満は切り捨て）
- ⑨ 認知症専門ケア加算（I）1日あたり 3 円
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
i）利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上であること。
ii）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が 20 人未満である場合にあっては、1 以上、対象者の数が 20 人以上である場合にあっては、1 に対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
iii）事業所又は施設の従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていること。
- ⑩ 入居者の入退院支援 246 円/日
入院後 3 か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、ひと月に 6 日を限度として一定単位の基本報酬の算定を行います。

医療機関に1か月以上入院した後、退院して再入居する場合も、①の初期加算の算定を行います。

⑪ 口腔衛生管理体制加算 30 円/月

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を、月1回以上行っている場合に算定します。

⑫ 口腔・栄養スクリーニング加算 20 円/年2回まで

サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士などへの相談提言を含む)を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定します。

⑬ 栄養管理体制加算 30 円/月

管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合に算定します。

⑭ 科学的介護推進体制加算 40 円/月

i) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合に算定します。

ii) 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、i)に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に算定します。

⑮ 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 円/月

i) 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催している。

ii) ICT機器を活用している。

iii) 年度ごとにi)及びii)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告している。

(4) その他の料金

① 医療費 実費をご負担いただきます。

② 電気器具使用料

持込による電気器具は1品目につき1か月あたり1,500円をご負担いただきます。

③ ベッド使用料 1か月につき2,000円

介護ベッド(2モーター)、マットレス、ベッド柵2本を含みます。

ベッドを使用せず、床に畳を敷き、マットレスを使用した場合も同様の料金となります。

入院等の理由で1か月使用しなかった場合も、請求させていただきます。

④ おむつ代 実費をご負担いただきます。

尿取りパッド いちばんワイドパッド 30枚入り 900円

いちばんビックパッド 30枚入り 1,290円

簡単装着パッド 54枚入り 1,510円

紙パンツ いちばんパンツベーシック M 22枚入り 1,850円

いちばんパンツベーシック L 20枚入り 1,850円

いちばんパンツベーシック LL 18 枚入り 1,850 円

- ⑤ 理美容代 実費をご負担いただきます。理美容師等の出張サービスをご利用いただけます。
カット 2,200 円・カット＋カラー 5,500 円
- ⑥ 郵送に関わる事務手数料
請求書・領収書・情報提供書の郵送費および事務手数料として、月額 130 円をご負担いただきます。※「ケアコネ」未登録の方が対象となります。
- ⑦ その他
入居者の希望により、日常生活上の必要な身の回り品(歯ブラシや化粧等)、レクリエーション費用(クラブ活動の材料費等)、健康管理費(インフルエンザ予防接種の費用等)、電話代等は実費をご負担いただきます。
義歯洗浄剤 120 錠 600 円
歯ブラシ 1 本 70 円
歯磨き粉 1 本 230 円

5 入居対象者

当事業所を利用できる方は、次の要件を満たす方です。

- ① 要支援 2 又は要介護 1 ～ 5 の認定を受けている方
- ② 認知症の状態にある方
- ③ 倉敷市に住民票がある方
- ④ 少人数による共同生活を営むことに支障がない方
- ⑤ 自傷行為又は他の入居者に危害を加えるおそれがない方
- ⑥ 他の入居者や職員に対して著しい迷惑行為又はハラスメント行為がない方
- ⑦ 常時医療機関において治療を受ける必要がない方

なお、入居後に心身の状態の変化等により上記要件を満たさなくなった場合は、本人及び家族等と協議のうえ、退居について検討することがあります。

6 代理人及び連帯保証人兼身元引受人

入居契約にあたり、代理人及び連帯保証人兼身元引受人を定めていただきます。

代理人には、入居者本人に代わる意思確認や事業所との連絡調整等について協力をお願いすることがあります。

連帯保証人は、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務(利用料金、損害賠償、原状回復費用、残置物処分費用等)について保証するものとします。連帯保証人の保証の極度額は、50 万円とします。また、連帯保証人は、入居者の身元引受人を兼ねるものとし、本契約終了後の入居者の身柄の引取り及び残置物の引取りを行うものとします。

7 入退居の手続き

(1) 入居手続き

まずは、当事業所所定の申込書でお申し込みください。利用契約については、介護サービスの提供開始に当たり、入居者及び家族等に対して契約書の内容に関する説明を行った上で、利用契約を結びます。ただし、緊急を要する管理者が認める場合にあっては、サービス開始後でも差し支えないものとします。

入居前に、新たに入居する入居者について、心身の状況、個性、経歴、教育程度、技能、境遇、趣味、嗜好その他心身に関する面接を行い、これを記録保存します。

(2) 退居手続き

① 入居者の都合で退居される場合

退居を希望する日の 30 日前まで文書にてお申し出下さい。

② 契約の解約・終了

下記の事由に該当した場合、事業所は入居者に対して、契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。

- ・ 入居者が、介護サービス利用料金の支払を 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 7 日以内に支払わない場合
- ・ 入居者が当事業所の従業者や他の入居者の生命又は身体に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来ない場合
- ・ 入居者および家族において事業所や事業所の従業者または他の入居者にハラスメント行為があり、適切なサービス提供ができない場合
- ・ やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合

③ その他

下記の事由に該当した場合、双方の通知がなくても、介護サービスを終了します。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援 1 と認定された場合
- ・ 入居者が死亡した場合又は被保険者資格を喪失した場合
- ・ 入居者が倉敷市の介護保険被保険者でなくなった場合
- ・ 入居者が病院または診療所に入院し、明らかに 30 日以内に退院できる見込みがない場合または、入院後 30 日経過しても退院できないことが明らかになった場合

8 事業所利用に当たっての留意事項

(1) 留意・禁止事項

① 来訪者は、面会場所、面会時間(9 時～17 時)を厳守し、必ず面会簿を記入してください。

差し入れする場合は、事前に職員にお申し出下さい。また、体調不良、酒気を帯びた方の面会のご遠慮ください。

② 外出、外泊時は行き先と帰宅時間を外出・外泊届に記入し、職員に申し出てください。

③ 設備、器具に関してご利用により破損などが生じた場合、その損害を弁償していただきます。損害賠償の額は、入居者の収入及び事情を考慮して減免することができます。

④ 金銭管理

お小遣い(上限 20,000 円)は事務所にて保管管理させていただきます。

- ⑤ 緊急時を除き、入退院を含む医療機関への受診の送迎はご家族の協力をお願いします。
- ⑥ 入居者の身上に関する重要な事項に変更が生じた時は速やかに届け出をして下さい。
- ⑦ 日常生活品に必要な物品を給付、貸与します。
- ⑧ 喫煙・飲酒はできません。ただし、入居者のご要望により、飲酒できることもあります。体調を考え制限することもあります。
- ⑨ 事業所内での宗教・政治活動はご遠慮ください。
- ⑩ ペットの持ち込み、飼育はお断りします。
- ⑪ 他の入居者、家族及び職員に対する暴力、暴言、威嚇、威圧的言動、誹謗中傷、過度な要求その他のハラスメント行為は禁止します。

(2) 衛生管理及び健康管理について

- ① 事業所は介護サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意しています。
- ② 事業所は、従業者等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めさせるとともに、年1回(夜勤を行う職員は2回)の健康診断を実施しています。
- ③ 事業所は、常に入居者の健康に留意し必要に応じて、健康保持のための措置を講じます。また、その結果を記録します。
- ④ 入居者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければなりません。

(3) ハラスメント防止について

事業所は、入居者及び家族等と職員との信頼関係のもとで適切なサービス提供に努めます。

入居者又は家族等からの暴言、暴力、威嚇、威圧的な言動、誹謗中傷、過度な要求その他のハラスメント行為により、職員の就業環境が害され、又は適切なサービス提供の継続が困難となる場合があります。

その場合、事業所は事実確認を行った上で、改善の申し入れ、関係機関への相談等の対応を行い、改善が認められない場合には、契約の終了を含む必要な措置を講じることがあります。

9 持参品について

入居に際して持参される物品については、事前に事業所へご相談ください。

現金、貴重品、眼鏡、補聴器、携帯電話その他の高価な物品については、入居者又は家族の責任において管理していただきます。

また、危険物その他共同生活に支障を及ぼすおそれのある物品については、持ち込みをお断りする場合があります。

なお、入居者が持ち込んだ物品の紛失又は破損について、事業所の責に帰すべき事由がない場合は責任を負いかねます。

10 緊急時の対応方法

入居者に急変等があった場合、医師に連絡する等必要な処置を講じ、家族に速やかに連絡します。

11 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(協力医療機関)

松田病院

住所：岡山県倉敷市鶴形 1 - 3 - 1 0

12 事故発生時の対応方法・損害賠償責任について

事業所は、現に介護サービスの提供を行っているときに事故が発生した場合には速やかに主治医、協力医療機関、入居者の家族(緊急連絡先)、必要に応じて市町村へ連絡を行うとともに必要な措置を講じることとし、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

事業所は、介護サービスの提供にともなって、事業所の責に帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失にならない場合は、この限りではありません。

事業所は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に事前調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

13 防災・避難体制の整備

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。訓練は地域住民の参加を得られるよう努めます。

- ・ 防災時の対応…別途に定める「グループホームうきすの里消防計画」にのっとり対応を行います。
- ・ 防災設備 …スプリンクラー・自動火災報知器・ガス漏れ報知器・漏電火災報知器・消火器
- ・ 防災訓練 …年 2 回 訓練を実施します。
- ・ 防火責任者 …津嶋 章夫

14 感染症・食中毒対策

事業所は、感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のための指針に基づき、以下の取組を行います。

- ・ 感染症対策委員会を概ね 3 か月に 1 回以上開催し、結果を全職員に周知します。
- ・ 年 2 回以上、職員を対象とした感染症・食中毒予防の研修及び訓練を実施します。
- ・ 感染症が発生した場合は、厚生労働省の定める手順に従い、関係機関への報告と必要な措置を講じます。

15 業務継続計画 (BCP)

事業所は、感染症や非常災害の発生等において、入居者に対する指定サービスの提供を継続的に実

施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画（BCP）」を策定しています。

職員への研修・訓練を定期的 to 実施し、非常時には計画に基づき、入居者の安全確保と早期のサービス再開に努めます。

16 高齢者虐待の防止

事業所は、入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待防止検討委員会を設置し、虐待防止のための指針を整備するとともに、従業者に対して定期的な研修を実施します。

また、虐待の早期発見及び再発防止に努めるとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係法令に基づき速やかに市町村その他の関係機関へ通報し、必要な措置を講じます。

事業所は、入居者及び家族等からの相談に適切に対応し、安心してサービスを利用できる環境づくりに努めます。

17 身体的拘束防止に関する指針及び留意事項

- ① 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- ② 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は5年間保存するものとする。
- ③ 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備することとする。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施することとする。

18 運営推進会議

事業所は、地域密着型サービスとして、サービスの質の確保及び運営の透明性の向上を図るため、入居者、家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センター職員等で構成する運営推進会議を概ね2か月に1回開催します。

運営推進会議では、事業所の活動状況の報告を行うとともに、参加者からの意見や助言を受け、サービスの改善及び地域との連携の推進に努めます。

19 介護サービスの内容に関する相談・苦情

- ① 当事業所ご利用者相談・苦情担当
担当 津嶋 章夫 電話 086-429-3311
- ② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています（土日祝除く）。

倉敷市役所 介護保険課 電話 086-426-3343 8:30～17:15

岡山県国民健康保険団体連合会 電話 086-223-8811 8:30～17:00

岡山県運営適正化委員会 電話 086-226-4145 8:30～17:15

20 従業員の資質向上に向けて

事業所は、従業員の資質向上のための研修の機会を設ける。その際、事業所は、全ての従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を設ける。

採用時研修を採用後12か月以内に実施する。

21 第三者評価の実施状況

- ① 直近の実施年月日 ・ ・ ・ 令和7年10月9日
- ② 実施方法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 年1回運営推進会議で実施
- ③ 評価結果の開示状況 ・ ・ ・ 事業所玄関に掲示、ホームページに掲載

22 個人情報提供について

介護サービス計画書及び調査票等に記載された内容につき、入居者が介護サービスを受けるために必要な限度で、入居者及び家族に同意を得たうえで、事業所が個人に関する情報を用いることとします。

23 実習生の受入れについて

事業所では、介護職員等を養成する学校や、学生の職場体験やボランティアなど、関係機関の依頼を受け、現場実習の受け入れを行います。実習生が期間中にご入居者を受け持ち、実際の援助や事例検討をさせていただく事もあります。実習生がご入居者の方々に対して適切な援助を行えるよう、関係機関や当事業所職員により指導を行っていきます。なお、実習生も職員と同様に個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

年 月 日

認知症対応型共同生活介護事業所入居にあたり、入居者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地 岡山県倉敷市粒江 2500-1
事業者 社会福祉法人 純晴会
代表者 理事長 梅野 佑太
事業所名 グループホームうきすの里
(介護保険事業所番号 3390200479 号)

説明者氏名 _____

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護事業について重要事項説明を受け、サービス提供開始に同意しました。

<入居者>

住所 _____

氏名 _____

<代理人>

住所 _____

氏名 _____

<連帯保証人兼身元引受人>

住所 _____

氏名 _____